


小型家電リサイクルについて

なぜ小型家電を集めてリサイクルするのか？

資源の有効利用と環境汚染の防止のためです。

- 小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。
- 日本で1年間に使用済みとなる小型家電は65万トンにもなります。
- そのうち有用な金属は28万トンであり、金額にして844億円分にもなります。
- 一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。
- しかし、現在は、鉄などの一部の金属を除いて、その大半が廃棄物の埋立地に処分されています。また、違法な不用品回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われているものもあります。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)について

**平成25年4月1日より、
小型家電リサイクル法施行**

○法と政省令等は、次のとおりです。

小型家電リサイクル法について

○小型家電リサイクル法

○ // **施行令** *対象品目等を定めている。

○ // **施行規則**

○**基本方針** *法第3条第1項の規定に基づき定められたもの

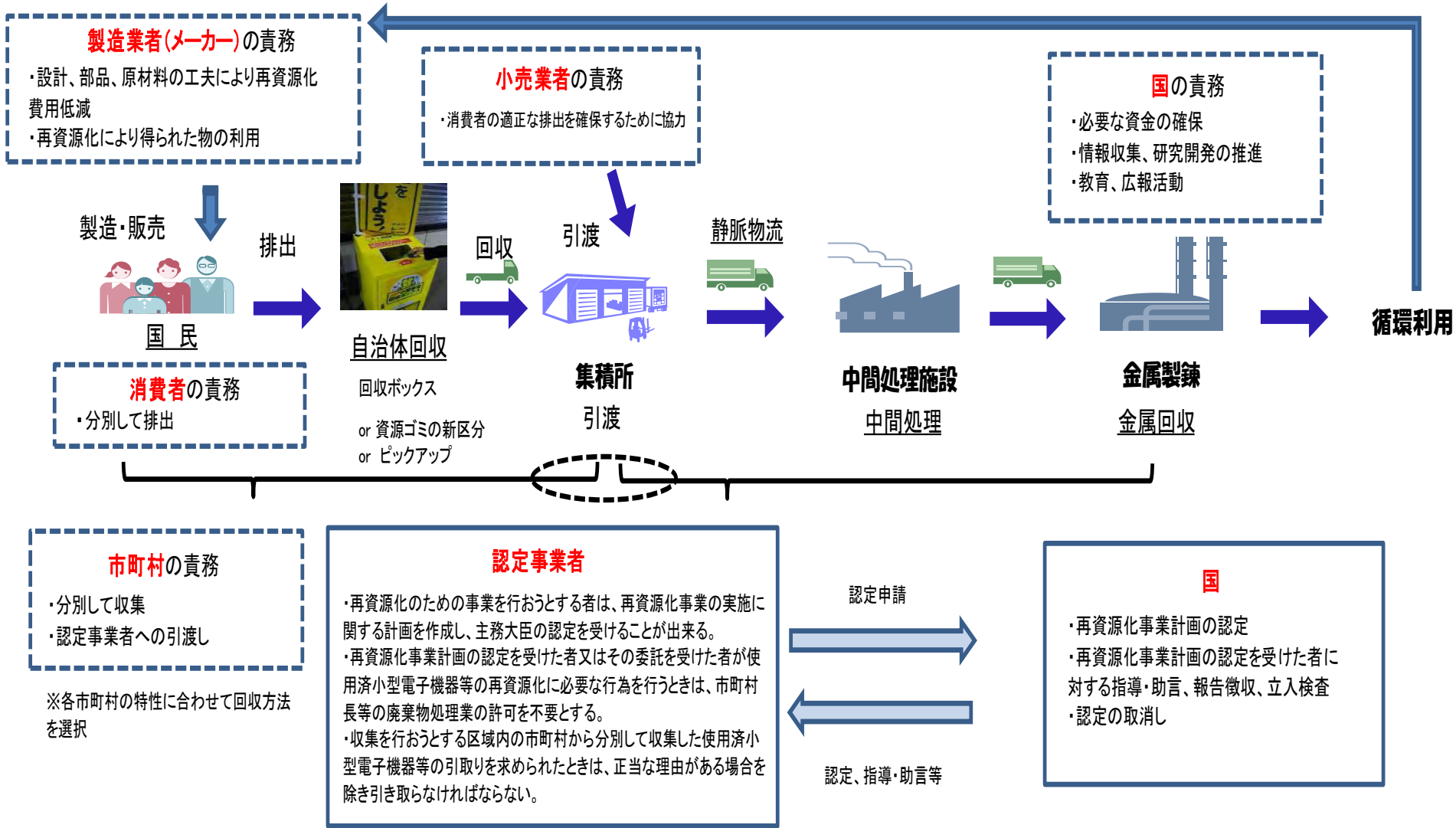
○**施行令第4条に規定する委託の基準に関する省令**

○**使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行について(通知)**

小型家電リサイクル法について

- 使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン**
(平成26年2月改訂) *市町村、小売業者向け
- 市町村一認定事業者の契約に係るガイドライン**
(平成26年4月改訂) *市町村、認定事業者向け
- 小型家電認定事業者マーク及び小型家電回収市町村
マーク使用規程** (平成25年3月策定)
- 認定申請の手引き** (認定事業者向け)

小型家電リサイクル法による仕組みの概略



「制度対象品目」と「特定対象品目」について


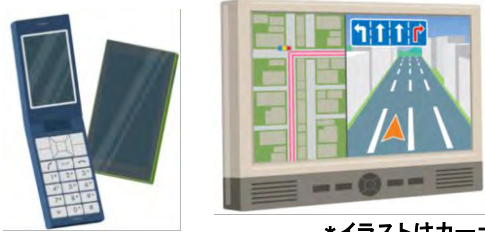

○制度対象品目

...小型家電リサイクル法施行令で規定しているもの




○特定対象品目

...制度対象品目のうち、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目として国がガイドラインにおいて指定。



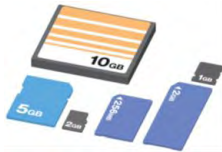


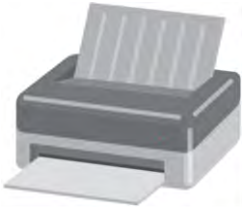

「制度対象品目」と「特定対象品目」について

制度対象品目 *施行令で規定する28品目	例	特定対象品目 *国がガイドラインで指定する品目
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具		電話機 ファクシミリ
2 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	 <p style="text-align: right;">*イラストはカーナビ</p>	携帯電話端末 PHS端末 ※タブレット型情報通信端末を含む。
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)		ラジオ



「制度対象品目」と「特定対象品目」について

<p>制度対象品目</p> <p>*施行令で規定する28品目</p>	<p>例</p>	<p>特定対象品目</p> <p>*国がガイドラインで指定する品目</p>
<p>4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディーレコーダー その他の映像用機械器具</p>	 <p>DVDレコーダー</p> <p>STB(セットトップボックス)</p>	<p>デジタルカメラ、ビデオカメラ、</p> <p>映像用機器 DVD-ビデオ、HDD レコーダー、BD レコーダー/プレーヤ、ビデオテープコーダ(セット)、チューナ、STB)</p>
<p>5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具</p>		<p>音響機器 MD プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CD プレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、E レコーダ、補聴器)</p>
<p>6 パーソナルコンピュータ</p>		<p>パーソナルコンピュータ(モニターを含む) ※タブレット型情報通信端末を含む。</p>

「制度対象品目」と「特定対象品目」について

<p>制度対象品目</p> <p>*施行令で規定する28品目</p>	<p>例</p>	<p>特定対象品目</p> <p>*国がガイドラインで指定する品目</p>
<p>7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置</p>	<p>光ディスク装置</p>  <p>磁気ディスク装置</p>  <p>フレキシブルディスク装置</p>  <p>メモリーカード</p>  <p>USBメモリ</p> 	<p>補助記憶装置 (ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)</p>
<p>8 プリンターその他の印刷装置</p>		
<p>9 ディスプレイその他の表示装置</p>		<p>パーソナルコンピュータ(モニターを含む) ※タブレット型情報通信端末を含む。</p>

「制度対象品目」と「特定対象品目」について

<p>制度対象品目</p> <p>*施行令で規定する28品目</p>	<p>例</p>	<p>特定対象品目</p> <p>*国がガイドラインで指定する品目</p>
<p>10 電子書籍端末</p>		<p>電子書籍端末</p>
<p>11 電動ミシン</p>		
<p>12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具</p>	 <p>電気グラインダー</p> <p>電気ドリル</p> <p>電気ハンドシャワー</p> <p>電気かんな</p>	




「制度対象品目」と「特定対象品目」について

<p>制度対象品目</p> <p>*施行令で規定する28品目</p>	<p>例</p>	<p>特定対象品目</p> <p>*国がガイドラインで指定する品目</p>
<p>13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具</p>		<p>電子辞書、電卓</p>
<p>14 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具</p>		
<p>15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具</p>	 <p>家庭用電気・光線治療器</p> <p>家庭用磁気・熱療法治療器</p> <p>家庭用吸入器</p> <p>家庭用医療用物質生成器</p>	


「制度対象品目」と「特定対象品目」について

<p>制度対象品目</p> <p>*施行令で規定する28品目</p>	<p>例</p>	<p>特定対象品目</p> <p>*国がガイドラインで指定する品目</p>
<p>16 フィルムカメラ</p>		<p>フィルムカメラ</p>
<p>17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く）</p>		
<p>18 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げるユニット型 エアコンディショナーを除く）</p>	 <p>電気除湿機</p>	


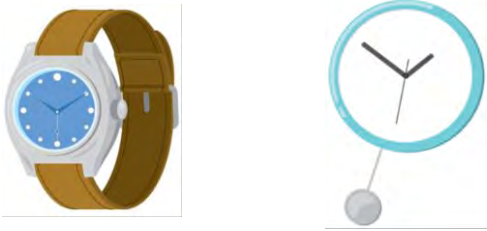


「制度対象品目」と「特定対象品目」について

<p>制度対象品目</p> <p>*施行令で規定する28品目</p>	<p>例</p>	<p>特定対象品目</p> <p>*国がガイドラインで指定する品目</p>
<p>19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)</p>	 <p>床磨き機 スポンプレッサ</p>	
<p>20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具</p>		
<p>21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具</p>		<p>理容用機器 (ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)</p>

「制度対象品目」と「特定対象品目」について

制度対象品目 *施行令で規定する28品目	例	特定対象品目 *国がガイドラインで指定する品目
22 電気マッサージ器		
23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具		
24 電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具		

「制度対象品目」と「特定対象品目」について

<p>制度対象品目</p> <p>*施行令で規定する28品目</p>	<p>例</p>	<p>特定対象品目</p> <p>*国がガイドラインで指定する品目</p>
<p>25 蛍光灯器具その他の電気照明器具</p>	 <p>蛍光灯・電球は対象外</p>	<p>懐中電灯</p>
<p>26 電子時計及び電気時計</p>		<p>時計</p>
<p>27 電子楽器及び電気楽器</p>		
<p>28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具</p>		

回収方法のイメージについて

○ボックス回収



回収方法のイメージについて

○ステーション回収



回収方法のイメージについて

○ピックアップ回収

消費者



消費者は不燃ごみや粗大ごみとして指定回収日に対象機器を排出する

ステーション(ごみ排出場所)



集積所

集積所(クリーンセンター等)で
使用済小型電子機器等を
ピックアップ



プラットフォーム



ベルトコンベア

回収方法のイメージについて

○集団回収・市民参加型回収

消費者



消費者は自治会等で実施されている集団回収時に対象機器を排出する

自治会、組合、ステーション等



数ヶ月に1回～週に数日程度
(回収する市民団体による)

集積所



回収方法のイメージについて

○イベント回収

消費者



消費者はイベント会場に
設置された回収ボックス
に対象機器を入れる

イベント会場



数ヶ月に1回～月に1回程度
(イベントによる)

集積所



回収方法のイメージについて

○清掃工場への持込み

消費者



消費者は対象機器を清掃工場等に持参する(清掃工場内のボックスやコンテナに投入するか、清掃工場職員等による対面回収)



集積所

消費者により持ち込まれた使用済小型電子機器等を必要に応じて選別



回収方法のイメージについて

○個別訪問回収



小型家電再資源化マークについて

小型家電認定事業者マーク



小型家電

大臣認定 000000

小型家電回収市町村マーク



小型家電

〇〇市

パソコンの取り扱いについて

○小型家電リサイクル法の回収

○資源有効利用促進法の回収

回収ルートは共存します。



パソコンの取り扱いについて (参考)

あなたのやさしさ資源にかえてすすめるPCリサイクル

ご家庭で不用になったパソコンは、
パソコンメーカーが回収・リサイクルします。

▶ **対象機器** デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、
CRTディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン



まずはパソコンメーカーへお申し込みを！

ご家庭で不用になったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカーが回収・リサイクルします。まずは、各パソコンメーカーのホームページからお申し込みください。

各パソコンメーカーのホームページは、パソコン3R推進協会のホームページ (<http://www.pc3r.jp/>) からアクセスできます。

※お申し込みや回収の方法、費用などは、必ずパソコンメーカーのホームページで確認してください。

※各パソコンメーカーの回収・リサイクルに関するお問い合わせ先は、裏面をご覧ください。



パソコンの取り扱いについて (参考)

パソコンメーカーによる回収・リサイクルなら安心!



👉 回収してリサイクルするまでをパソコンメーカーが責任を持って行います。

👉 回収したパソコンは、ハードディスクの破壊など情報漏洩を防ぐ措置をとった上で金属などの資源に戻します。

※万が一の事故が心配のお客様は、お客様の責任でハードディスクに記録されたデータを消去してください。



ハードディスクの破壊(穴あけ)例



👉 パソコンの引き取り・集荷は、日本郵便(株)のゆうパックを利用していただきますので、全国どこからでも対応でき、安全に再資源化センターまで配送されます。



(PCリサイクルマーク) が付いたパソコンは、

パソコンメーカーが無償で回収・リサイクル!



2003年10月以降に販売された家庭向けパソコンには「PCリサイクルマーク」が付いています。

「PCリサイクルマーク」が付いているパソコンは、パソコンメーカーが無償で回収・リサイクルします。

※事業所から廃棄されるパソコンは、PCリサイクルマークが付いていても有償となる場合があります。

※「PCリサイクルマーク」が付いていないパソコンは、回収再資源化料金が必要です。

※「PCリサイクルマーク」の付いたパソコンでも、万が一メーカーが倒産したなどの場合は「パソコン3R推進協会」が回収し、その場合には所定の回収再資源化料金が必要となります。

PC3R

一般社団法人 パソコン3R推進協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目8番地 中北ビル7F

TEL: 03-5282-7685 FAX: 03-3233-6091

PC3R

検索

ホームページで、PCリサイクルについての詳細な情報を公開しています。

<http://www.pc3r.jp/>

※本チラシの記載内容は、2014年4月現在のものです。※本チラシの記載内容は、予告なしに変更することがあります。